

✿ 就学支援金に関するよくある質問 ✿

【2・3年生】

【就学支援金受給中の方】

- Q1. 海外居住していた保護者が日本に帰国した
- A1. 「収入状況届出書」と「個人番号カード等貼付台紙（マイナンバー）」をご提出いただきますので、事務室までご連絡ください。
- Q2. 去年、受給しており今年も引き続き受給したいが、必要な手続きは何か
- A2. 前回の申請時にマイナンバーを提出していれば、自動更新されるので手続きは不要です。
但し、保護者情報に変更があった場合や、マイナンバーを提出されていない場合は改めて「収入状況届出書」と「個人番号カード等貼付台紙（マイナンバー）」をご提出いただきますので、事務室までご連絡ください。

【就学支援金未受給の方】

- Q3. これまで申請したことないけれど、今年は申請したい
- A3. 「受給資格認定申請書」と「個人番号カード等貼付台紙（マイナンバー）」をご提出いただきますので事務室までご連絡ください。

※4月より受給されたい場合は、すぐに事務室までご連絡ください。

休業措置解除後の最初の登校日に、お子様より事務室にご提出いただければ4月から受給が可能となります。
それ以降に提出された場合は、受理した翌月からの受給となります。

- Q4. 前回、申請したけれど不認定・所得制限となったが、今回また申請したい
- A4. 「受給資格認定申請書」と「個人番号カード等貼付台紙（マイナンバー）」をご提出いただきます。

※ 国から取扱変更の通知があり、申請書とマイナンバーを再提出いただく予定となりました。

「2020年度学費について」で記載した提出書類が変更になりました。

昨年「不認定」または「所得制限」と認定された方には、6月中に「収入状況届出書」「個人番号カード等貼付台紙（マイナンバー）」を個別に郵送またはお子様へお渡します。

申請のご希望がある場合のみ、7月上旬ごろまでに事務室へご提出ください。